

## 令和6年度予算審査特別委員会（第4回）

令和6年3月11日（月曜日）午前10時00分

### ○付託案件

- 議案第 4号 令和6年度七飯町一般会計予算  
議案第 5号 令和6年度七飯町国民健康保険特別会計予算  
議案第 6号 令和6年度七飯町後期高齢者医療特別会計予算  
議案第 7号 令和6年度七飯町介護保険特別会計予算  
議案第 8号 令和6年度七飯町水道事業会計予算  
議案第 9号 令和6年度七飯町下水道事業会計予算

1. 各課の聴取について
2. その他

### ○出席委員（12名）

委員長	川上弘一	副委員長	澤出明宏
委員	神崎和枝	委員	江口勝幸
委員	佐々木陵二	委員	田村敏郎
委員	稲垣明美	委員	中川友規
委員	平松俊一	委員	上野武彦
委員	池田誠悦	委員	川村主税

### ○欠席委員（1名）

委員 青山金助

### ○議長出席の有無 無

### ○出席説明員（5名）

副町長	工藤稔	総務課長	中村雄司
政策推進課長	花巻亘	住民課長	福川晃也
福祉課長	谷口真樹		

### ○本会議の書記

事務局長	広部美幸	書記	山本翔大
書記	伊東宏樹		

午前10時00分 開議

○川上委員長 おはようございます。

ただいまより、令和6年度予算審査特別委員会第4回目の委員会を開催いたします。

それでは、早速本日の審査を行います。

初めに、総務課長と政策推進課長に出席をいただいております。

先週の金曜日の政策推進課のナンバー5、交流推進費の中で、町長交際費から配当替えという箇所がございます。総務課のナンバー1、町長交際費の金額が昨年と同額ということの説明をお願いしたいと思います。

総務課長。

○中村総務課長 おはようございます

先週金曜日の政策推進課の所管している交流推進費の関係の中での町長交際費からの配当替えの部分についてでございますが、昨年予算編成の前に政策推進課長のほうから、令和6年度の予算編成についての相談があった際に、もともと交流事業に要する経費につきましては事業別予算ということで実施しておりますので、見込めるような内容のものであれば、その担当課のほうで予算計上してくださいということで予算編成について当たったものでございます。

その後、政策推進課長のほうで予算編成をして財政課の査定を受けてといった中で、その後、予算の予算上程までするという部分については私のほうでは存じ上げておりませんので、配当替えといった記載もございますが、この部分については町の総務課のほうで交際費のほうから削減するといった考え方は全くなくて、政策推進課のほうでその予算計上については、国際交流事業として必要な経費として予算計上をしたというような認識であったということで、お知らせしたいというふうに思います。

以上です。

○川上委員長 質疑ございませんか。

政策推進課長。

○花巻政策推進課長 続けて、御説明を申し上げます。

この部分の三木町や国際交流の賄い費、事業消耗品については、これまでコロナ禍で何年間

か来ていなかったところもございまして、急遽来た場合について予算計上していないものについては、町長交際費のほうからお願いをして対応をしていただいていたものですから、改めてこちらに予算計上した際に私のほうの勘違いで町長交際費から配当替えというふうに認識をしまして、このような書き方をしまして、皆様に誤解を与えることとなってしまいました。

大変申し訳ございませんでした。

○川上委員長 質疑ございますか。

中川委員。

○中川委員 今の説明だと、昨年話して、町長交際費から出していたものを政策の交流のほうからつけてくれということも言っていたけれども、それがこういう形で出てきたということだったのですけれども、そもそもそういうことだとしても本来町長交際費から移したものであるのか。要は、予算的にはただ増額になりますよね。増額というか、本来町長交際費、この性質的なものもお客さんが来たときに対応するというものというのは全部各課でやっているものなのですか。例えば、議会側も視察だとか何とかいろいろがあったときというのは、議長交際費だとかですぐ対応してもらったりというのが普通だと思うのですよ。それは役所も同じだと思うのですよ。お客さんが来たときに、お土産持たせたり、それこそ食事行ったりとかという、そういうのは本来交際費だと思うのですけれども。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 今の用途の関係での本来交際費ではないかということでございますけれども、事業別予算ということで、できるだけ令和6年度の中で係る経費というのは予算別で行っておりまして、見込められるようなものがあるのであれば、できるだけ事業別の予算のほうで見ていただくということを基本にしております。結果、例えば見込まれてないものが突発的といいますか、そういった対応というのはほぼ交際費のほうは多いものですから、そういった色分けということを基本的に思っておりますの

で、今回の政策推進課のほうで、恐らく交流事業については総務課の交際費というよりも、政策の推進課の中での主体的に交流事業をやりたいというような表れの中での予算計上になっているということで、当初予算のほうに事業予算として計上したということかと思っておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です

**○川上委員長** 中川委員。

**○中川委員** そもそも交際費は、例えばここには三木町から来てくれる人とか国際交流員の親の方とかということで書いてますけれども、例えば一人二人増えたり減ったりとかというものもあると思いますし、それを最初から、うちのほうで最初から三木町さんのほうには何名以上は来ては駄目ですよと、何名までと決めてやっているのだったら分かるのですけれども、そういうのであれば本来の交際費とか、人付き合いとか、そういうのとまた違ってくるのかなと。

今の課長の説明でいくと、事業が決まっています、そこに対して決まっているものだから担当課で予算をつけてもらう。では、例えば他の課、これはここは政策推進課ですけども、全体の課を通してどこかに町長が行きます、行ったときに大体普通そういう会食の場があったりとかというのはあると思います。そういうのは、各課で全部ついているのですか。

**○川上委員長** 総務課長。

**○中村総務課長** 町外に行つて負担するといった場合で申し上げますと、基本的には町長とその随行という形での形態になることから交際費という意味合いが強いかと思いますが、今、政策推進課の方で予算計上している予想、予想といたしますか、他の自治体からいらっしゃって、その中で会食だけというようなイメージだけではなくて恐らく交流事業ですので、どなたかがいらっしゃったら七飯町内を案内して歩く、そして町内のことを知ってもらうとかそういった部分での会食だけではなくて、例えば何か施設を見るときの使用料なども込み込みでいろいろ

る事業を考えておりましたので、そういった部分というのが端的に申し上げますと、本来事業予算として計上すべきものを交際費のほうがあるからそちらのほうでいいのではないかというような予算計上されますと、交際費が幾らあっても正直足りないというようなものがござい

ます。交際費の科目で言いますと、例えば慶弔費だとか、会食だけではなくて見舞いですとか、そういったいろいろ種別があるものですから、一定程度交際費の範囲の中で事業執行しているといった状況でございますので、御理解のほどよろしく申し上げます。

**○川上委員長** 中川委員。

**○中川委員** 交際費のそこはちょっと考え方の違いということだと思うのですけれども、交際費は普通そういうお客さん来たときに対応するとかというのは交際費でいいのかなというふうに思うのですけれども。なおかつ、本来、ここに書かれているとおり、町長交際費から配当替えということであれば、やっぱり町長交際費から移った分というのは本来減額するべきところだと思うのですけれども、その辺について。

**○川上委員長** 政策推進課長。

**○花巻政策推進課長** 配当替えという書き方については、私どものほうで総務のほうと連絡をうまく調整しないで、こういう書き方をしてしまったものですから、それについては大変申し訳ございませんでした。

**○川上委員長** 中川委員。

**○中川委員** 課長のほうでそういうふうにしてしまったということですが、そもそもこの予算委員会に出してくる資料を総務課だとか町長だとか確認しないで議会に出してきているのですか、これ。

**○川上委員長** 政策推進課長。

**○花巻政策推進課長** 私のほうで当初相談してこちらのほうに上げることにしましたので、結果として、こちらの内容については当課のほうから当然情報共有を図るべきものだと考えてございます。大変申し訳ございませんでした。

**○川上委員長** 中川委員。

○中川委員 政策のことを言っているのではなくて、政策に限らず、ここに、私たちのこの予算委員会に出されている資料というのは町長は確認をしないで議会に出しているのですかということなのですよ。

たまたま今回政策のほうでこういう書き方をしたというのがちょっと目立つというか、気づきやすかったので、私たちというか私は質疑していますけれども、今の言い方だと担当課が確認をしなかったらそのままという話ですけども、議会にこうやって予算、新年度予算ですよ。それを議会に上げて審査してもらう、これ町長が確認しないで上げてきているというのはおかしくないですか。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 予算編成全般のことですので、私のほうからちょっと細かい話というのはできませんけれども、当然予算編成するには財政課のほうで査定をして、副町長査定をして、その後、副町長査定の後、町長査定を行ってといった経緯で行ってございますので、その予算編成に当たっての内容については町長まで全て、細かい部分までは分かるかという、そこまではなかなか町長は判断は難しい部分はあろうかとは思いますが、その部分については町長のほうも内容を承知しているといったところでございます。

以上です。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 町長が細かい部分は分からないという、全てを一字一句町長に確認しろというつもりはないですけども、副町長なり、総務課長なり、同僚の課長さんたちなり、自分の課がよければいいということなのですか、これは。

もちろん自分の課を中心に見るのは、それは大事ですけども、この予算審査の資料を見て気づいているのですよ。だから誰も気づかなかったということにならないと思うのですけれども。担当課が書いたから担当課の責任だとか、そういうことではないと思うのですよ。今回政策が書いたからということですけども、総務のほうでそういうふうに予算のくらしを

してと指示していたのであれば、やっぱりあれではないですか。

○川上委員長 ちょっとお待ちください。

○中川委員 いいですか、まだ。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 総務のほうで政策にしてと昨年だったか言われたということですけども、そうであればやっぱりそこというのは確認すべきところですよ。そっちの予算ついてるとか。だからそういうのが最低でもきちんとできてないとまずいと思うのですけれども。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 今の御質問としては、各課の連携といった部分の重要性かと思えます。私が政策課長のほうにお伝えしたのは、やはり必要な予算を事業予算の中で組んでいったほうが、やはり経費に係る部分が見えやすいという思いの中から、政策課長のほうにお伝えしたところ、今御質問の中で組替えというようなニュアンスでもともとあったのではないかとというようなイメージかと思えますが、相談されたときにはそういったものというのは全くなくて、やはり予算ですので、できるだけ明確に示したほうがよいのではないかとということでの意見として、政策課長に伝えさせていただいたところです。

結果としては、その後予算査定だとか踏まえなければ予算化されるかどうかというのははっきりは分からないところで、私も政策課のほうにお伝えした結果を最後まで確認を取ればよかったのですが、そういった部分については私も責任はあろうかなというふうに思っております。できるだけ私も、ほかの課の全ては見るのはとても難しいのかもしれないのですが、そういった部分というのはできるだけそごがないような形で進めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお祈りします。

ただ、もともと今回予算の前に相談あった際に、事業予算として組むのが本来の形ということをやっと強く理解をしていただければなというふうに思っていますので、よろしくお祈りいたします。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 課長の言っているのも分からないわけではないですけども、ただやっぱり今まで町長交際費でこっちから出してましたよと。出していたものを今度は担当課で、課長の言うように担当課で予定が組んでいるのであれば、町長交際費からではなくて、その担当課で予算組んでやってくれということでこうなったと思うのですけれども、そうであれば、やっぱり町長交際費で今まで出たものがこっちに移ってくるのですから、本来こっちを減額するべきだと思うのですよね。今の説明だと、こっちで今まで町長交際費で出していたものを今度は政策のほうで予算つけるということですから、そこを普通に考えたらそういうふうに捉えると思うのですけれども。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 経緯の中でちょっと説明不足がありました。昨年だとかは交際費で支出をしているのですけれども、もっともっと前というのが、実は交流事業の中で予算措置をされて、そこで実施をしていた経緯があるのですけれども、その後コロナとかということでしばらくイベントができないということで、当初予算からのせないでやっていた経緯があって、イベントが復活する、復活といいますか、来られるようなときに、政策課長も本来当初さんのほうで組めればよかったのだけれども、お客さんをおもてなしするためにはやっぱり予算がないので、町長交際費で何とかお願いしますというような形の関係だったものですから、分かりましたとその部分は、予算部分については執行させていただきますということでやり取りをしていた経緯でございます。

今回のイベントが通常に今後やっていきたいというような世の中の流れでございますので、そういったコンコードから来られるだとか三木から来られるだとか、そういった部分に対応するためには一定程度担当課長のほうでも、担当課のほうでも予算を措置して進めたいといった流れかと思っておりますので、そういった経緯も含めて御理解をいただいて、ただ今回あたかも組み

替えたというような表現になっているというところは、その部分はまだ誤解を招くような形があったかというふうに思いますので、そこは私も連携不足というところはございますので、大変申し訳ありませんでした。今後ともよろしくお願ひします。

以上です

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 今の説明だと、それを最初に言っていたら、そもそもこんなに時間を取ってこういう話をする必要がなかったと思うのですよ。もともと政策のほうに予算が組まれていたということですよ。もともとは組まれていて、コロナ何だといろいろなことがあったから政策の事業費からそこを削って、ただ再開したときに予算がないものだから町長交際費でお願いをしていたということですよ。その説明を一番最初に言ってくれば全く問題なかったと思うのですけれども、何でこうやって、そういう誤解を招いた状態で、なおかつ今みたいなことを言ってくれないと、当然私たちというか私はそういうふうに質疑ささりますよね。きちんともっと最初から分かりやすく説明、答弁してくればこんなに時間かけて持ち越しになるような案件ではなかったと思いますので、後出しじゃなくて先にそういう答弁していただきたいなと思います。

○川上委員長 総務課長。

○中村総務課長 私も総務課長の前、政策推進課長をやっております、そのときというのはやはり交流事業だとかというのは、コロナ前ですので三木から来られた方だとか、コンコードから来られた方というのが経験をして対応させていただいた経緯があったのですが、その後、実際にはあまりないという状況の中で、うまく私から政策課長への引継ぎというのは不十分だったのかなというふうに思っております。そういった部分の認識のずれというのが今回与えてしまった部分もございますので、私も責任があるのかなというふうに思います。今までの経緯なども含めて、説明が適切にできるように今後も努めていきたいと思っておりますので、どうぞよ

ろしくお願いいたします。

以上です

○川上委員長 よろしいですか。

ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 なしということですか。

それでは、次に、政策推進課の活力のあるまちづくり推進事業助成金につきまして、イベントの事業に対し補助している3件について、入場料等の収益はどうなっているのか。また、条例との整合性はあるのかという件につきまして、政策推進課長より答弁をいただきます。

政策推進課長。

○花巻政策推進課長 3月8日金曜日に実施した当課における説明において、私の説明不足により御迷惑をおかけして申し訳ございませんでした。

それでは、共通様式3のまちづくり政策事業費に関して、委員より御指摘のあった料金を徴収しているイベントに対する補助金の支出の妥当性についてということで、本日お手元に新たにA3の資料を配付させていただきました。令和5年度七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成金実績一覧におけるナンバー8、ナンバー9、ナンバー11に関する事業の支出に関する決算書となっております。

各表の説明ですが、予算額は交付申請時における予算となっております。決算額は申請団体から実績報告の際に報告があった金額となっております。増減額は予算額と決算額を差引きした金額となっております。

最初にナンバー8、アースデイ道南&クリーニングデイ2023についてです。

収入の部の表、助成金の予算額は68万3,000円、決算額は65万6,000円、予算に対する決算額の増減額はマイナス2万3,000円。チケット代の予算額は50万5,000円、決算額は32万1,000円、予算に対する決算額の増減額はマイナス18万4,000円。出店料の予算額は7万円、決算額は7万円、予算に対する決算額の増減額はゼロ円。協賛金及び寄附金の予算額はゼロ円、決算額は1

0万8,000円で、予算に対する決算額の増減額は10万8,000円の増額。自己負担金の予算額は10万9,758円、決算額は15万8,077円で、予算に対する決算額の増減額は4万8,319円の増額となり、収入合計の予算額は136万7,758円、決算額は131万3,077円、増減額はマイナス5万4,681円となっております。

続いて、支出の部でございます。支出の部の表、報償費及び旅費の予算額は87万7,383円、決算額は88万8,343円で、予算に対する決算額の増減額は1万960円の増額。交際費の予算額は3万5,640円、決算額はゼロ円、予算に対する決算額の増減額はマイナス3万5,640円。食料費の予算額は4,924円、決算額は4,925円、予算額に対してマイナス1円。委託料の予算額は31万9,800円、決算額は31万9,800円、予算に対する決算額の増減額はゼロ円。使用料及び賃借料の予算額は13万10円、決算額は10万10円、予算に対する決算額の増減額はマイナス3万円となり、支出合計の予算額は136万7,758円、決算額は131万3,077円で、増減額はマイナス5万4,681円となっております。

以上より、決算額における収入合計131万3,077円と支出合計の131万3,077円の差額は、差引きはゼロ円となっております。

科目及び金額に関しては違いがありますが、ナンバー9番の2055年30年後の輝く七飯をつくる会の第1回近未来フェスin七飯町、及びナンバー11、スローフード北海道西のチーズとワインとシャンソンとについても同様に、決算額における収入合計金額と支出合計金額の差引きはゼロ円となっておりますので、政策推進課といたしましては、各イベント事業における料金の徴収が利益になっているものではありませんので、御指摘のあった営利を目的としているイベントに対する補助金の支出には当たらないと判断してございます。

今回の3イベントだけではなくて、これまで

にも料金を徴収するイベントがございましたが、同じような判断で補助金を交付しているものでございます。

以上でございます

○川上委員長 これより、質疑を行います。

ございませんか。

平松委員。

○平松委員 ちょっと細かい物の考え方なのですけれども、七飯町を元気にするためのことをやるために遠くから人を呼んで、その交通費も持つと、これ自体は七飯町がこういう予算を組むことに対して問題のないことだという解釈でよろしいでしょうか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 旅費、交通費については、そもそも補助対象経費というふうに位置づけられてございますので、問題ないというふうに考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございませんか。

中川委員。

○中川委員 現時点の決まりというのですか、審査基準というのですか、これを決めていくというので、現時点では一応クリアしている中で執行してきていると思うのですけれども、昨年からのいろいろな指摘があった中で、新しく今度基準をつくって対応していくという説明もあったと思うのですよ。本来であれば、その基準というのがこういうふうになりましたよと、新しい基準できて、この基準をもって次取り組んでいきますよというものがあってから、やっぱりこの予算の増額なり何なりというのが、それは次の問題だと思うのです。まずそれを先に示されてから増額をしていくべきかなと思うのと、今、平松議員さんのほうからもありましたけれども、確かに交通費も対象ですよというのであれば、変な話、町外の方が七飯でこういう補助金あるのだと。七飯のためだというのでやった場合は誰でも取れる補助金ですよ、これ。基準も七飯の人5人いればいい。そこで人集まるから手伝ってとやったら、例えばですけれども、そこで物を売ってもいいですよとかと

やったら、物を売っているような人だったら、いいですよ協力しますよと当然なりますよね。そういう状況の下で、誰でも取れるような状況をつくった中でやっていくというのはちょっと大丈夫なのかなと。ましてや町全体的に財政がゆるくないゆるくないという片方ではそういう説明をして、もともとの、これ担当課は違いますがすけれども、先週もお話ありました納涼祭だとか地元の企業さんたち、地元の団体が地域の活性化のためにいろいろな取組を考えて、納涼祭などは2日開催にしたいというのでやり取りしていた中ですけれども、そっちには2分の1ルールだから、もうそれ以上出せないよと言ってみたり、片や、財政がゆるくないと言いながらも簡単にしやすい補助というのですか、実際使う方からすれば非常にありがたいと思います、簡単に補助が下りる内容というのは。ただ、これも僕らもそうですけれども、今までもこの補助を使うときになかなかやっぱり上限に達したら、来年度早く手を挙げてくれだとか、結構厳しい意見いただいたりとかもしてました。今のこのやり方でいったら、この審査会も機能していないのではないかと思われるくらい緩い補助になっていると思うのですけれども、その辺についていかがですか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 御指摘がありましたとおり、現状のルールの中では条例に大本のルール、対象団体だとかが、助成対象団体と書いてございますので、そこをクリアしてしまったものについては、担当課としてはその審査、あとその書類の体裁ですね、申請書の様式であるとか内容について、不備がなければ審査に上げざるを得ないところが今の基準だとございますので、先週もちょっと申し上げましたけれども、その条例の部分からもう少し中身について検討をさせていただきたいなというふうに考えているところでございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 要はそういう中身について検討をしていったほうがいいと思うのですけれども、実際にこれ200万円だった予算を400万円

に上げるということですから、その理由が昨年見込みあるのかと聞いたら、私が聞いたときには、昨年も本町地区のほうの方々から事業をやってみたいというので約100万円を見込んでいます、そのほかにも50万円程度の問合わせというかがあったという答弁だったのですけれども、お金の金額を上げるのも一つですけれども、そもそもここは審査をきちんとしていけば、去年の段階で本町地区の人たちとかにも予算をつけられたかもしれないではないですか。事業の内容をしっかりと確認して、きちんといいものはいい、駄目なものは駄目とやっていけば、今のこの説明というかやり方でいったら本当に現状のやり方でいくと、お金が幾らあっても足りないと思います。上げる理由も、見込みがあるから上げる。では今回400万円にしましたよと。400万円にして令和6年度400万円近く使い切った場合、来年は600万円にするのですかという話なのです。逆に今回上げてしまったら、しない根拠がないのですよ。今回の説明だと、見込みがあるからと。では、来年度も見込みがあったら、500万円、600万円に上げていくと。だから今までは200万円という上限で止めてきていたと思うのですよ。限られたその200万円という予算だからこそ、審査員の方々も簡単にこれいいですよ、これ駄目ですよというのはやらなかったと思うのです。今の現状の説明のままいったら、今後基準を決めていくということですが、やっぱり基準を決めてからやっていかないと、この補助事業自体の在り方そのもの自体が、本当にどうなのかなという状況になってしまうので、その辺についても一度。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 御指摘のとおり、これまでこの補助金の予算自体は、補助自体が制度ができた当初の年は500万円の補助の予算額でした。それから一度300万円に下がって、それからしばらくずっと200万円のままで来てございました。ずっと200万円で何とか足りてきて、今回冒頭で先週お話ししましたけれども、コロナ禍が明けてイベントごとが増えてき

たということによって、ちょっとその分予算額をまた当初の500万円ではないですけれども、増やさせていただくということで、今回事業経費を400万円にした予算を御提案をさせていただいたところです。

議員の御指摘のとおり、今までずっと予算補助ですので、予算の範囲内で補助をするということをやってきています。当然200万円に達する見込みがあるときには、ちょっと今回は今年度もう予算がないのでということで次年度以降に提出をしてくださいというふうにしていたところです。

繰り返しの説明になってしまいますけれども、今回3件令和5年にイベントの補助金があつて、それが制度上は発展的に拡大したイベントをまた実施する場合については、それがもし審査で認められるのであれば、上限が50万円の補助金の対象になるものですから、一応それは見込んだ上で、念のため見込んだ上で、それ以外に町内会の方にやっていただく環境整備の事業、その分の予算も確保した上で、さらに今後新規の御相談、先ほどちょっとおっしゃってましたけれども、それだけではなくて何件か、令和5年中に来年度以降イベントの事業をやりたいと御相談があったものですから、今回上げさせていただいたところでございます。

希望があり続ければ、予算を増やし続けるのかという御指摘でしたけれども、当然厳しい財政状況ですのでそんなことはできないというふうに考えてございます。今回上げさせていただいたのも、先ほど申し上げた、来年度以降のイベントについて、令和5年度に実際やりたかったけれどもできなかったというイベントがあったものですから、何とか予算の査定の中で増額の希望をして上げさせていただいたというものでございますけれども、先ほども申し上げましたとおり、ちょっと説明が繰り返しになりますが、既にやっている事業について、当然やり方について今のままでいいというふうには一切思っておりませんので、もうちょっと条例上の書き方、それから規則の書き方、それだけで判断ができない部分が結構ございまして、本当

に書式と申請内容に不備がなければ受けざるを得ないというのが現状ですので、その部分について、もう少し我々の段階でも審査ができるというか、ある程度取捨選択ができやすいような制度について検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 この補助をしていくという事業自体は私はいいと思うのですよ。私も実際数年前に使わせていただいたこともあります。商工会関係で、ちびっこ雪まつりの手出しなどはこの補助事業をいただいてやらせていただいた。ただ、そのとき申請したときも、どれくらい人が来てくれるだろうとか、どれくらい町内の経済効果というか、人が動いて関連してお金が落ちるだろうとか、どれくらい町民の方が喜んでくれるだろうとか、すごく悩んで悩んで申請してたのですよ。そのときも、当時の審査の方々もやはりそういう目線で、ただ簡単に出せるものではないよというようなニュアンスだったのですよ。ただ、これ以上いくと決算になってしまうのであれですけども、前回の事例を見ると、そういう状況ではないと。そういう状況ではないにもかかわらず予算を上げてきているということですから、やっぱりそこなのですよ。それこそまた堂々巡りになってしまうので、そろそろあれですけども。やっぱりその仕組みを、課長のほうで先ほどからいろいろ考えてやっていくということですけども、そういう基準的なものをやっぱりつくってから予算計上するのが筋だと思うのですけれども、同じような質問ですけども、最後に。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 回答をさせていただきます。

先ほど来御指摘いただいている部分については、我々としてもちょっとごもつともな部分もあるというふうに考えてございます。ですので、この内容につきまして、当然検討は必要であると思いますので、すぐにでも検討について着手をさせていただきたいと思います。その上

で、今回も提出してしまった予算につきましては、この内容で御審議をいただけますよう御理解をお願いいたします。

○川上委員長 ほかにございますか。

田村委員。

○田村委員 今、いろいろやり取り聞いてましたけれども、現在採択された事業についての実施要項があれば、提出資料として提出していただきたいと思います。これは委員長に対してなのでですけども。

○川上委員長 今、田村委員のほうから、この助成金に対する実施要項等があれば議会に提出していただきたいという要望がございましたけれども、皆さんいかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 異議なしと認めます。

それでは、後ほど。今簡単に出来ますか、実施要項。

田村委員。

○田村委員 私が言ったのは、採択するための実施要項という意味です。(発言する者あり)

そうです。

○川上委員長 すぐ出来ますか。どのぐらい時間かかりますか。

暫時休憩します。

10時55分再開いたします。

午前10時44分 休憩

午前11時10分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

皆様のお手元に助成金交付申請手引書と助成金審査要領、お手元に配付されていると思いますけれども、大体もう目を通されましたか。

それでは、お手元に配付されております交付申請手引書と助成金審査要領につきまして、何か皆様のほうから質疑等ございますでしょうか。

平松委員。

○平松委員 予算の審議でありますので、上がっている予算の数字の根拠といたしますか、その確認をさせてもらいたいのですけれども、

例えばナンバー3の需用費の中に96万3,000円、25万4,000円増えていると。この説明文にはどういう事業かということは書かれてないのでしょうけれども、今まで開かれた事業がまた今年度もあるという想定での予算かと思えますけれども。先ほど同僚議員もちょっと聞いてましたけれども、結局どういう人たちが何のためにどうするかというのは、確かにこの要領、そういうものに合致しているということで、許可は、許可というのですか、認定はされているのかもしれませんが、ちなみにこの予算を編成するに当たって、今年度、既にもう申請が出されているものというのは何件あったのでしょうか。それで、それについての予算に上げましょうという、その審査会でしたか、まちづくり推進会議、これはいつ、どういうメンバーで開かれたのか。その中で、全部今年の予算に盛り込んでもいいという判断、これは公開をしてやることになっていますけれども、これはいつやったのか。それから記録があるのか、お尋ねします。

**○川上委員長** 政策推進課長。

**○花巻政策推進課長** お答えいたします。

まだ現時点で令和6年度の申請というのは受付期間に入っていないので受付はしてございません。ですので、令和5年中に御相談があったものなどを踏まえての当初予算計上額でございます。

このまちづくり推進事業助成金の審査会なのですけれども、これは事業を申請を受けて、その受けた事業について審査をしていただく場でございますので、予算の計上時点ではこの審査会に諮ってどうのこうのということはありません。

現在、委員は4名の方です。ちょっとお名前を言うと個人情報になるのですけれども、町内で自営業をされている方であるとか、町内の企業で勤めていらっしゃる方であるとか、あと町内会で町内会長をやっている方であるとか、そういった方に審査員をお願いをしているところでございます。

審査の過程というか当然録音もしていますの

で詳細な議事録も残しておりますし、それぞれの方が何点つけていただいて、結果何点以上だから合格というふうな形になりますので、概要についても記録はしてございますし、いつ何時からどなたが出席して説明をして、どういう質問が出ているのかも、全て記録は残っております。

以上でございます。

**○川上委員長** 平松委員。

**○平松委員** 予算ですから、決算と違って、これからのことですので。それで、公開で行う、それから録音もするということから、プレゼンを含めて判断されるまでがきちんと、いわゆるここであれば傍聴、そういうのが可能だということで大丈夫ですか。

**○川上委員長** 政策推進課長。

**○花巻政策推進課長** 公開で行うことになってございますので、これまで傍聴に来た方というのは、私が担当になってからはちょっと記憶にないですけれども、こういう規定になっていますので、当然申出があれば傍聴はしていただくことは可能ですけれども、審査員の方が個々にそれぞれが点数表、審査要領の後ろのほうに様式があって審査員の方が一人ずつ点数をつけるのですけれども、個々の方が何点をつけたかということろまでは公開をする予定はございませんので、その場で分かるのはこの採点表をその場で回収して、満点の6割以上が合格になるので、その場でそれを計算して、何点なので6割以上を超えているので合格になりますというのは、その集計の間はプレゼンに来ていただいた方にはちょっと別室で控えていただいて、また結果が出たら審査の会場にお呼びをして、それをお伝えするというような形になってございます。

**○川上委員長** 平松委員。

**○平松委員** ちょっとくどいようすけれども、具体的に例えば一つの要望というか申請が出されたら、何月何日やりますと、それが年度内に例えば2回も3回もあるのか、それとも何月何日にまとめてやりますというやり方なのか、それからそのときに決定できるという解釈でよ

ろしいのですか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 審査については、特に町内会の方にやっていただく草刈りであるとか、そういうものについては事務局で書類上の審査をして済ますことができるようになってますので、それについては審査会には諮らないで、それ以外のイベントであるとか初期活動であるとか継続事業というのは審査会を開催して審査をしています。それはまとめていついつやるとかというのではなくて、申請が出てきて、その申請の内容のイベントが例えばいつから始まる予定であれば、それに間に合うように審査会の委員の皆さんに日程調整をして集まっていたいて、審査をするということになりますので、たまたま去年の場合は3件のうち2件が近い日程だったので一遍に同じ日に2件審査をしていますけれども、ほかのものについては日を改めて別の日に、申請が出てきた段階で審査をしているという状況がございます。

ですので、申請が上がり次第なるべく早くイベント事業が、例えば補助対象事業についても、審査決定して補助決定した後のものでなければ補助対象経費に入れられませんので、審査の結果、合格不合格にかかわらずなるべく早く日程調整をして、審査の日程を決めて審査を行っているというところでございます。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 例えば審査をする日が決まったら、町のホームページでこういうことに関しての審査をしますよという情報は出すことになっていきますか。町のホームページで何月何日何時からどの場所でこういう件での審議公開しますということをやるとかどうですか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 現状は審査の日程が決まって審査日がいついつですよというようなホームページでのお知らせはしていませんけれども、公開が建前ですので、必要であればこれからはその日程についてもお知らせをしていくべきであるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

川村委員。

○川村委員 ちょっと確認なのですけれども、こちらの資料を見ながらなのですが、令和5年度今のナンバー8、ナンバー9、ナンバー11の3件がありました。6年度に当たって、もしこの三つの団体が6年度にまたイベントを開催したいよとなった場合、こちらの資料でいくと、助成の種類と内容について、5年度はイベント活動支援助成金ということで上限額200万円で助成期間は1年限りであると。6年度にもしこの3件がまたイベントをやりたいよとなった場合は、この2番目の継続活動支援助成金ということで、今回予算書のほうに含んでいるのか、ちょっとまずそこを1点確認します。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 おっしゃるとおり、イベント事業は初年度のみで、2年度以上に、次年度以上にもしこの補助金の対象事業というふうにする場合は、継続活動支援事業助成金に該当します。この場合は、初年度と同じようなイベントでは当然駄目で、公益的な継続事業を発展的に拡大して行うという内容の助成金ですから、申請をすれば、こちらの継続活動支援助成金に対象になりますので、これについて一応3イベントが申請をするものと仮定をして予算を組んでございます。

以上でございます

○川上委員長 川村委員。

○川村委員 今、6年度の予算の中ではこの3件を2番目の助成金の扱いで一応計上はしているということですね、今の説明のほうでは。そのほかに今何か予定している、先ほどいろいろ出ているので、予定している部分も何か見込んでいる部分があるのかちょっとその辺もお願いしたいと思います。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 先ほども申し上げましたが、申請書自体の提出はまだですけれども、6年度について、こういう事業をやりたいというような御相談を何件か、今現在御相談という段階でお受けをしているのは確かでございます

が、内容についてはあまり詳細に申し上げると、この場も公開になってますので、それらの団体に予断を与えることになりますので、こういった事業でこういった団体でということは控えさせていただきますけれども、御相談を受けているというのは確かでございます。

以上でございます。

○川上委員長 川村委員。

○川村委員 これから6年に新しく上げてくる団体との部分に関しては、これから審査とか書類見てやるのでしょうけれども、要は継続的な部分で実際のほうでは考えているような形で説明しておくのか、その辺の話というのは必ずするということでしょうか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 継続活動支援の事業については、当然この要件に合うかどうかというのは審査の基準になりますが、そもそもこの審査要領のほうにも若干触れられていますけれども、なるべく補助金がなくても自分たちで自主的に活動をしていけるかどうかというのも、審査員の方はよく聞かれるのですけれども、中と言うと、例えば資金を自主的に確保して活動しているかを評価するという項目があるのですけれども、それがまさにさっきの例えば入場料収入を取るようにしているとか、広告だとか協賛金を自主的に集めて支出財源を確保するように頑張っているとか、そういうところも評価の対象にはなっております。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。ございませんか。

中川委員。

○中川委員 ちょっと確認だったのですけれども、イベント補助金の、ちょっと決算みたくなってしまうのですけれども、予算をつけるに当たっての確認をしたいのでちょっと過去の話をお伺いしますけれども、昨年3団体の方が出しているんですけども、そのうち2団体は町内のほうで活動しているという方だと思うのですけれども、一つの団体は町外だと思うのですけれども、これは町外で間違いありませんか。

か。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 代表者の方の住所が町外であるのは間違いございません。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 代表者の方というか、私は聞いたことがなかったのですけれども、この名称の団体という、この団体自体が七飯町にあったということ自体私は知らなかったのですけれども、この活動団体の所在が町内なのか町外なのか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 所在は、団体自体の所在地は代表者のいらっしゃる町外でというふうに把握はしておりますけれども、団体の主な活動場所としては構成員も5人以上いる七飯町内というふうに判断をしております。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 これもまた解釈の違いとかというふうになるのであれば何でもありになってしまうのですけれども、この七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成金交付制度についての、先ほど頂いた資料の中ですね、ここの2番目の(1)に町内にまちづくり活動の拠点を置き、主に町内で活動している構成員が5人以上ということですので、まず町内にまちづくり活動の拠点を置いていないのではないかなど、そもそもが。この資料を見ると、これも頂いた資料ですけれども、場所は言いませんけれども、この団体の所在地事務所は町外になってました、今見たら。その中で構成員が5人以上いたらいいという、そもそもここの解釈で町内にまちづくりの拠点を置き、町内で活動を行っている構成員5人以上という団体と書いてますけれども、これは町内にまちづくりの拠点をこの団体の拠点を置かなくてもよろしいということですか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 申請団体の所在地と主に活動する地域というのを一緒にする必要はないというふうに判断をしております、申請団体自体の所在地はこちらに書いてあるとおりの住

所でございますけれども、活動自体の拠点は、主に活動している場所については構成員とともに活動する七飯町内というふうに判断をされて、申請を受理したものでございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 ちょっと決算みたくなってしまうのですけれども、要は確認しないと予算をつけるのに、先ほどから言いますけれども、なので聞かせていただきますけれども、それであれば、住所は要は団体の所在地というのはいくらでもいいということの説明だと思うのですよ。それも1点だし、あと活動自体を町内でやっていればいいと言いますけれども、私はこの団体の名称は初めてお伺いしたのですけれども、この団体で七飯町内で活動した事例というのはどういったことがあったのですか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 今回新たにこのイベントのためにつくられた組織であるというふうに聞いてございますので、その活動の内容自体がまさに今回のイベントが初めてだろうというふうに考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 それでよろしいという町の解釈でいいのですかね。私もいろいろな方と話しして、この助成金についてですね、過去の話ですけども。確かに実行委員会制をつくってやったり、このイベントの団体をつくってやるというのも過去にあったと思います。ただ、その中には町内で活動をしている団体に入っている方々が集まって、はっきりこういうことをやりたいというものがあつた中で、なおかつ町内に所在地拠点を、住所を置いてやったりという事例だったと思うのですけれども、こういうふうに要は事案というものが見当たらないイベント、要はイベントのためだけにやる団体なのか。ただ、この制度の説明のほうでは拠点を置きと書いていて、この内容は決算でもう一回お伺いしますけれども、ただこういうような状態でこの予算を執行していくというのはなかなかちょっと難しくなってしまうので、やっぱりそ

の辺の整合性をきちんとしてからやるべきだと思うのですけれども。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 御指摘の内容はごもっともだと思います。先ほど来お答えはしてまいっていますが、現状の規定上、受けざるを得ないという言い方が正しいかどうか分からないのですけれども、申請を受理をして審査も通っているというところが実際のところでございます。

今後の予算の執行について、今年度のこの今の事業についてはまた決算の際に御議論いただくことになると思いますけれども、令和6年度の事業の実施に当たりましては、先ほど来お答えしているのと全く同じになって恐縮なのですけれども、事業の在り方について検討させていただいて、ルールについてももう少し見直していきたいというふうに考えてございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

田村委員。

○田村委員 1点だけちょっと教えていただきたいのですけれども、条例だとか審査要領だとか見させていただきましたけれども、この中には助成金の返還という文字がないですね、条例もそうですけれども。これはどうしてそういう項目がないのかちょっと教えてください。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 このルールの助成金自体、まず七飯町補助金等交付規則があつて、それで足りない部分についてはこの規則と活力のあるまちづくり推進事業助成金で運営してございますので、当然補助金等交付規則の中で助成金を返還するような事案が発生した場合は、そちらのほうのルールがこちらに適用されて、当然返還の請求もできるものというふうに考えてございます。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 わからないわけではないのですけれども、これはこれなりの助成金として、例えば50万円、80%以内1年だとか、あるいは3年継続だとかという、こううたっているわけですから、ほかのほうの七飯町の補助金のそういう部分とはやはりきちんと、これ審査して出し

ているわけですから、七飯町の補助金関係のあれに連動して出すとか出さないではなくて、やっぱりしっかりここでは審査会も設けてやっているわけですから、それは当然ここはこの助成金の返還というのを明示しなければ私は駄目でないかと思うのですけれども、こら辺の考え方をちょっと教えてください。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 町の補助制度、補助金でするので、当然まずは補助金等交付規則が適用になるものというふうに考えて、事務を進めてまいってきたわけですが、おっしゃるとおり、この補助金の制度自体の中にそういう補助の返還に関する項目とかを改めて入れ込むことが、恐らく申請者の方にも分かりやすいものと、申請者の方にとっても分かりやすくなるというふうに考えますので、今後の見直しにおいて、その点についても見直させていたいただきたいと思います。

以上でございます。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 どうも私分らないのは、今後付け加えるは分かるのですけれども、基本的には七飯町の補助金のそういう制度に書いているからいいのだという発想そのものが、これはこれとして条例として出来上がっているわけですから、これはこれとして整理していく必要があるのではないかと思うのですよね。

助成金の返還で、例えば七飯町の補助金のこういうものに該当すれば返還すると、起こせばいいだけの話で、何で起こさなかったのか、今までそう来たのか、ちょっと理解できないのですけれども。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 おっしゃるとおり、規定を付け加えればいいことだと理解しますので、見直しの方向の中でそのように検討はさせていただきます。

これまでどうしてそのような運用であったのかについては、ちょっと恐らく先ほど私がお答えをしたような取扱いで来たものと思われま

以上でございます。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 ちょっとすっきりしないのですけれども、やっぱり補助金は補助金、ここは助成金とうたっているのですよね、助成金交付申請手引云々。ですから連動、私は、例えばこれ、今までは分からないのですけれども、例えば事前に申請の段階でチェックしたら、この人は該当外ですよということでお断りしたり、予備審査は事務局でやりますよね。そして本審査はその委員さん方でやって、そうすると予備審査でまあまあ大体書類もそろってますという話であれば、内容を審査してプレゼンやらせたりしながら、内容について、いいのではないですかという話ですね。そういう流れで来たものが、例えば実績出してもらって、その後何らかの形で対象経費から対象外経費でないかと、そういうものが実際あったし、食料費についてもここに書かれているようなものから逸脱した使い方をしているといった場合はどうするのですか、後で発覚した場合は。

それはやっぱり七飯町の補助金のそういうものに引っかかるから返してくださいという話になるのですか。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 まず実績報告の段階で分かっているものについては、当然今回追加でお出しさせていただいたものもそうですけれども、予算の金額が申請時の金額ですので、それに応じて補助決定をしています。決算の段階で金額が動いたものについては、当然それに合わせて補助金の減額をしてございます。

今まで発覚というか、実際あった例というのはちょっと記憶にないのですけれども、田村委員おっしゃるのは、もう実績報告が終わって支給が、支払いが終わってしまった後の話でございますよね。もしそういう事案が発覚した場合は、うちとしては補助金等交付規則に沿ったやり方で処理をしていくものというふうに考えてございます。

以上でございます。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 そういうときは補助金の流れに沿って処理していくというのですけれども、これには一言も出てないのですよ。七飯町全体で考えたらそうなりますから返してくださいと言うのですか。やっぱりこの条例に基づいて助成金を交付する以上は、この条例に基づいて返還してもらいますという形が通常ですよ。そこをもう一度ちょっと。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 今御指摘いただいた件についてはごもっともでございますので、この条例規則の見直しを行うに当たって、そのような規定もこちらのほうに改めて盛り込むような形で作業を進めさせていただきたいと思っておりますので、御理解のほどよろしく願いをいたします。

○川上委員長 ほかにございますか。

田村委員。

○田村委員 そうしますと、それを検討しながら是正していくという場合は、これいつから適用になる予定なのですか。

そして、先ほど同僚議員のほうからも言っていたように、もう既に4件ある、そういう部分については返還はしないという考え方でいいのですか。

私が言いたいのは、七飯町の補助金に基づいてやるからというのは、これはやっぱりあれだと思いますよ、役場行政側の解釈であって、こういう申請する人はこういう条例だとか活力のあるまちづくり推進事業に基づいて、実績を出しなさい、申請を出しなさい、こういう流れの中で見ていても、返還という言葉は一言も出てこないのですよね。私はそこが問題だと言っているのですよ。ですから、これからやるというのは分かります。では、今もう既に4件出てる部分はそういう返還の対象外になるのか。全然うたっていないのですからね。それでもあくまでも政策の課長が言うように、七飯町の補助金の取扱いに基づいてやるのだという考え方なのか、そこをやっぱりきちんと説明してほしいと思います。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 現状はおっしゃられた内容、先ほどお答えいたしましたけれども、補助金等交付規則の例に沿って事務処理を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

稲垣委員。

○稲垣委員 今回のまちづくりの助成金の件ですけれども、私基本的にはイベントは本当に大事なものだなというふうに思っていて、皆さん本当に汗流して地域を盛り上げるため、活力を与えるため頑張ってくださいと思っています。

ただ、今回の予算の増額に当たって、3件に当たっては継続があり得るということで予算を見込んでいるということなのですから、このままでいくと、決算みたくなくなってしまうのもちょっと違う話だとは思いますが、ただその継続という形になると、今のままで例えば80%みたいな形で継続されてからという話になってしまうのですけれども、精査をする前の内容というのは、この継続ということの前にきちんとできるという解釈でよろしいのか、その辺の考え方をお願いします。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 確認をしたい事項がございますので、暫時休憩を取らせていただきたいと思います。申し訳ございません。

○川上委員長 暫時休憩します。

1時再開いたします。

午前11時46分 休憩

午後1時53分 再開

○川上委員長 再開いたします。

稲垣委員の質問に対する七飯町活力あるまちづくり推進事業助成金予算につきまして、副町長より発言が求められておりますので、発言を許します。

副町長。

○工藤副町長 七飯町活力のあるまちづくり推進事業助成金の関係で、助成の対象団体につきましてということで、今まで御質問をいただいておりますので、今こちらのほうの規定の中で、

町内にまちづくり活動の拠点を置き、主に町内で活動を行っている構成員が5人以上の団体に つきましては、交付対象ということで、実際事業のプレゼンをした上で採択する、しないということで御判断をさせていただいてますけれども、この町内にまちづくり活動の拠点を置き、主に町内で活動を行っている構成員が5人以上の団体ということで、そうした場合にも、例えば町外の団体も対象になってくるというような、そういった部分もございますので、その部分につきましては、ちょっとこの記載内容、今交付申請手引書のほうで、助成対象団体ということで条例を引用する形で記載をさせていただいているのですけれども、こちらの募集の段階でちょっと改めさせていただくような形で、改めて予算正式に議決いただく前に、一度まずこの改正案につきまして御説明させていただいた上で、御了解いただいた上で、そこは改めさせていただく形で修正をさせていただきたいと思っておりますので、御理解いただきますようよろしくお願いいたします。

**○川上委員長** 副町長、予算審査特別委員会の開催中に案を提出するというのでよろしいですか。

副町長。

**○工藤副町長** 今の予算審査委員会の開催中に、交付申請手引書のほうを修正させていただく形で御協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。

**○川上委員長** どなたか。

佐々木委員。

**○佐々木委員** 聞いていて分かったのですけれども、それはあれですか、条例改正は伴わない手引か何か要項要領か何かの改正ということでしょうか。条例改正するのであれば、まだ本会議開いてないので条例改正はできないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

**○川上委員長** 副町長。

**○工藤副町長** まずは、来年度令和6年度の募集に当たりまして、交付申請手引書のほうを改正をさせていただいてという形で、対応をさせていただければと思っておりますのでござい

ます。

**○川上委員長** 佐々木委員。

**○佐々木委員** 今、手引書ですか。

こっちの手元にないので、資料要求をお願いしたいのですけれども。

**○川上委員長** あれ、手引書配ってないですか。

平松委員。

**○平松委員** すみません、副町長。確認をしますけれども、条例の改正をするという説明だったのですか、今。

**○川上委員長** 副町長。

**○工藤副町長** 委員長、すみません。

交付申請手引書を、まずはこちらのほうで助成対象団体についてということの項目ございますので、こちらの記載のほうを厳格化する形で修正をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

**○川上委員長** 川村委員。

**○川村委員** 今、同僚議員が話ししたのですけれども、今こちら側で話ししていた内容というのが所在地ですよ。まず所在地がほかの町村になっている。さらには返金の部分も載ってないと。そうなってくるとやっぱり予算絡んでくるものですから、要項を直すのもそうでしょうし、本来だと条例ですね、まちづくり条例のほうにもその辺を明記しないと駄目ではないかと思うのですよ。そうなれば先にやらなければならないというのは、条例の一部改正をやらないと駄目なのではないですか。

**○川上委員長** 副町長。

**○工藤副町長** 本来の流れになりますと、条例をということのお話なのかと思うのですけれども、今来年度の助成事業ということで、まずは予算に提案させていただいて、それで令和6年度の助成事業を進めさせていただくために、まずは交付申請手引書のほうですね、こちらのほうを改正をさせていただきたいというふうにお願いをさせていただければと思います。

**○川上委員長** 川村委員。

**○川村委員** 暫時休憩いたします。

○川上委員長 なぜですか。

暫時休憩します。

午後 1時59分 休憩

午後 2時22分 再開

○川上委員長 それでは、休憩前に引き続き、再開いたします。

田村委員の質疑に対する答弁をお願いいたします。

副町長。

○工藤副町長 先ほどの田村議員の御質問の関係なのですが、今七飯町まちづくり推進条例の中で活力のあるまちづくり推進事業助成事業ということで定義をされておりますけれども、この中で第27条に助成対象団体ということで(1)で町内にまちづくり活動の拠点を置き、主に町内で活動を行っている構成員が5人以上の団体というふうに書かれておりますけれども、こちらの部分で、例えば町内に事務所を置いているですとか、構成員の5人以上の団体ですけれども一定割合ということで、その部分はそちらの部分をしっかり定義する形で、改めてちょっと修正をさせていただきたいということ、あわせて、田村議員のほうから返還の部分でということで、きちんと条例のほうに記載がないのかというような御質問がございましたので、そちらの部分、こちらの部分も併せて新たに条立てする形で、一つ条を起す形で修正をさせていただいて、それを明日の10時ということでございましたので、明日の10時まで今回委員会始まるときに御説明できるような形で進めさせていただきたいと思っておりますけれども、よろしくお願いをいたします。

○川上委員長 今、理事者側のほうから27条の団体の対象範囲ですか、ここに関わる部分と返還金の記載を改めて入れたいという修正箇所についての説明がございましたけれども、この修正箇所についてよろしいでしょうか。

平松委員。

○平松委員 副町長、ちょっとお伺いしますが、条例の修正をするという説明ですか。我々持っているこの厚い例規集、この条文の修

正を明日提案するという意味ですか。予算委員会の中で条例の修正というのはできないのではないですか、本会議でないか。

○川上委員長 副町長。

○工藤副町長 修正案について、まずは予算委員会のほうでちょっとお話をさせていただいて、その上で条例の提案につきましては、御了解をいただいた上で、最終日になるかと思うのですが、改めて本会議のほうに御提案をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 補足の説明なのですが、先ほど田村議員からおっしゃられました返還のことなのですが、一応補助金等交付規則の件、私、御説明させていただきましたが、うちの活力のあるまちづくり推進事業助成制度の規則がございまして、その規則の中で助成金の交付の申請決定等については、この規則の定めによるほか七飯町補助金等交付規則の定めるところによるというふうな規定がございまして、各団体に補助が決定した際の補助決定通知のほうに注意書きとして、返還に係る規定が現状は載せた状態で配られているということで、資料としてこの後、その補助決定通知、現状はこういう扱いをしているというのをお配りさせていただきたいと思えます。

○川上委員長 川村委員。

○川村委員 最後1点確認します。

明日の予算委員会の中で、要は条例含めて訂正する箇所をまず案として説明をすると。最終日にそれについて、条例について一部改正を行うということによろしいでしょうか。

○川上委員長 副町長。

○工藤副町長 今川村委員がおっしゃったような形で、まずは明日本委員会のほうに改正の内容につきまして、事前にちょっとお示しをさせていただいた上で、最終日に条例の一部改正について御提案をさせていただければというふうに考えているところでございます。

○川上委員長 それでは、今、理事者側から…

田村委員。

○田村委員 理解ちょっとできなかったのですが、要するに返還の部分については、七飯町の補助金云々の中にあるから載せないということと言いたかったのですか。どういう意味であれしたのか、私ちょっと理解できません。

○川上委員長 政策推進課長。

○花巻政策推進課長 申し訳ありません。

現状の取扱いについてお示しをした上で、新たに条例のほうに記載をするというふうな扱いにしたいと思っております。現状の取扱いの資料としてお配りをしたいというふうに申し上げました。申し訳ございません。

○川上委員長 ほかにございますか。

平松委員。

○平松委員 結局今は予算審査の特別委員会ですけれども、政策推進課に対する調査というのを終わらないのですか。結局今のお話というのは、もうこれは予算として私たちが認めますという前提の下にやるという話ではないのですか。だから、結局調査特別委員会が終わらないまま条例の提案がされて、そっちが通る。それが通ったら、もう一回予算の審議の中で、政策推進のこともこれで認めますということを通るという順番になるのですか。結局この予算にのっかってきたルールを直すということですから、ルールが直らない限り、これは直せないという理屈になりませんか。ちょっとそこら辺の解釈大丈夫なのですか。

○川上委員長 副町長。

○工藤副町長 まずは明日の予算審査特別委員会のほうで、まずは条例の一部改正案の内容につきまして御説明をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。その上で、御理解をいただけましたら、最終日に条例一部改正について御提案を改めさせていただいて、その上で予算のほう、審議をいただきたいというふうに考えているところでございます。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 条例を改正しないと、逆に言ったらまずいということが、この委員会で分かったということですが、そもそも条例改正を

しなければならないということは分かったから、するのはいいのですけれども、そもそも予算委員会で条例を改正しなければ通らない予算を今上がってきているわけですよ。だから、今のこの現状自体がちょっと異常な事態になっているのかなと思うのですけれども。実際予算に上がってきていろいろな質疑が出た中で、これを直して予算を上げていくということですが、予算委員会ですから、私たちにこれ出されている資料というのは精査して出しているものであって、指摘されたらその都度、当然直すのは必要ですけれども、直していく。ましてや条例を変えるということまでやらなければならない事案。多少の文言のやり方がちょっと違うとか、そういうので整理するとか、お互いの解釈の違いでということであれば、そこは多少あると思うのですけれども、ここまで条例改正までしなければならない予算委員会というのは、私聞いたことはあまりないのですけれども、そういう今のこの事態について、今後もこういう形で予算委員会自体を、何かあったら委員会で指摘されたものを変えていけばいいのだという、その程度で進めてここに上程してきているのか、ちょっと1点、副町長いらっしゃっているので副町長にまず意見聞きたいです。

○川上委員長 副町長。

○工藤副町長 ただいま中川議員の御質問でございまして、まずは今もう既に条例が、先ほどもお話したとおり、七飯町まちづくり推進条例がございまして、この中で活力のあるまちづくり推進事業助成制度ということで、この条例の中で今までも交付金ということで助成をさせていただいているところでございます。その中で、今回いろいろ議論の中で助成団体の部分で、これ例えば町外の部分も含めて様々ちょっと御指摘もいただきまして、そういったことから今回改めて条例の部分からまずは見直しをさせていただいて、対象の部分を厳格化をさせていただきたいというふうに考えているところでございます。

また、今回このような形で予算の委員会のほうでこういったような御指摘をいただいて、そ

れに対して今回こういう形のちょっとこう修正  
というか、また条例の改正の部分も、明日  
ちょっと御猶予をいただいて、改正について御  
説明をさせていただくということで、大変こう  
いったことになったことにつきまして、まず  
もって申し訳ございませんでした。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 例えば条例を改正するなら、その  
条例が、ルールがきちんとできてから、本来で  
あれば予算の提案ですよ。まずこれをするた  
めに、例えば今回のこれに該当する予算を一回  
外しておいて、予算は通して、それから条例の  
改正、ルールの改正をしてから補正予算を組む  
だとか、何かそういうふうにするのがすっきり  
すると思うのですけれども、結局この予算を  
通した後に、その予算の内容に絡むルール改正  
が後から出てくるというのは変でないですか  
ね。例えば交通違反をしたと、今はいいやと、  
だけれども後に戻って、あのときはあなた違反  
をしてるから罰金いただきますみたいな話では  
ないですか。ちょっと例が違うのかもしれませ  
んけれども。

普通に行政マンとしてのやり方として、今の  
御提案されている内容で済む話ですかね。取り  
あえずこの予算通してくれと。それで条例は後  
で直しますと。話としては分かるのですけれど  
も、ルールとしておかしくないかなということ  
なのです。ルールに合った予算提案がされて  
いないということを、今我々言ってるわけです  
から。その辺大丈夫ですか。

○川上委員長 副町長。

○工藤副町長 ただいま平松議員の御指摘で  
ございますけれども、まずは我々としては大変申  
し訳ないのですけれども、今回令和6年度の予  
算ということで御提案をさせていただいて、今  
回の条例改正の部分も、そこは猶予いただいて  
明日ちょっとまずはこの委員会で改正案のほう  
御説明をさせていただいて、その上で4月以降  
に実際に公募等、予算を通していただければ公  
募等を進めていくような形になりますので、そ  
ういう形でぜひ進めさせていただきたいと考  
えていますので、よろしく願いをいたします。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 副町長、今の説明だと、結局予算  
を通すということが前提ですから、予算が通れ  
ばすぐ公募始めてもいいわけですよ、ルール  
改正しなくても。そうではないですか。今の状  
態で組んだ予算の考え方というのは、ルールが  
違ってるとか整合しなければ駄目だとか、そ  
ういうこと抜きでまず通るわけですから。通つ  
たらすぐ公募できるのではないですか。けれど  
も、公募する前に直すというのも、結果オー  
ライの話になるのかもしれないけれども、何か  
ちょっとじっくりこないのですけれども。予算  
を承認するという事は、今のルールも全部問  
題ないという前提に立って我々承認しなければ  
いけないのですから、それを後になって戻っ  
て、ここのルールちょっと後で直しますと。そ  
ごがあったので直しますと、何かそういうこ  
とはあまりないような気がするのですけれど  
も、大丈夫なのですか、その考え方は。

○川上委員長 副町長。

○工藤副町長 ちょっと重ねてになってしま  
って大変申し訳ないですけれども、まずは明日  
、改正案について御説明をさせていただいて、  
その上でちょっと御協議をさせていただいてと  
いうことで進めさせていただきたいと思いま  
すので、よろしく願いをいたします。

○川上委員長 中川委員。

○中川委員 改正案を出していただくのも、確  
かに一つですけれども、もう一方の考え方とし  
ては、一旦このまちづくりの推進事業助成金に  
ついては、一旦予算を一回外して、今日の明  
日、もしくは予算委員会、この限られている時  
間しかない中で、条例を変えていく、急いで変  
えていくよりも、きちんと審議して条例をつ  
くり直して変えるところを、急いでこうやっ  
て議事に指摘されたからそこだけ変えるとか  
ではなくて、そもそものいろいろなこともあ  
りますから、さっき言われたところ、第27条  
の以外にも、要は条例はそこだけかもしれない  
ですけれども、中身も基準が昔よりも簡単に出  
ているようなところもあつたりとかいろいろな  
意見も言われている中なので、しっかり審議し

てそれから制定していったほうが、改正していったほうが町にとってもいいと思うのですよ。今何だかんだ急いで令和6年の予算に盛り込んで、何だかんだこれ議会に指摘されたところだけ直してやれとかではなくて、そもそものいろいろな意見これ出てますから、きちんと審議して条例を改正して行って、手引だとかそういうのもしっかりつくって行って、そういうのを全員協議会とかに情報提供して、例えば4月、5月とかその辺で臨時会だとか、遅くても6月定例会とか、そういうところで提案して、条例改正して、その後そのまま予算も補正予算で出してくるとか、やり方はできると思うのですよ。ちょっと今急いで案をつくりたいというのは、それはそれで構わないと思いますけれども、やっぱりきちんと精査して条例改正していくべきだと思いますけれども、その点について。

**○川上委員長** 暫時休憩します。

午後 2時41分 休憩

---

午後 2時58分 再開

**○川上委員長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

理事者側の答弁から入ります。

副町長。

**○工藤副町長** 先ほど我々理事者側のほうから一度提案をさせていただいたものを、それを一度こちらのほうに戻して、再提案できないのかということの御質問でございましたけれども、今確認しましたが、既に議案として御提案をさせていただいて、委員会のほうにも付託して御議論いただいているということで、一事不再議ということで我々理事者のほうから一度それを引っ込めるといふか、一度こちらのほうにもう一度戻して再提案するということとはできないということでございます。

以上でございます。

**○川上委員長** お諮りいたします。

本日の政策推進課への質疑はこの辺にとどめたいと思いますけれども、明日また資料提出がございますので、そのときにもしあればやって

いきたいと思っておりますけれども、皆様いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

**○川上委員長** それでは、明日10時にまた再提出をお願いいたします。

政策推進課長、副町長、御苦労さまでした。

暫時休憩します。

午後 2時59分 休憩

---

午後 3時01分 再開

**○川上委員長** 休憩前に引き続き、再開いたします。

次に、住民課の審査を行います。

住民課長、大変御苦労さまでございます。

早速でございますが、予算書及び提出資料に基づきまして、説明をお願いいたします。

なお、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計についても併せてお願いをいたします。

住民課長。

**○福川住民課長** それでは、私のほうから、まず住民課所管の一般会計につきまして、提出様式に基づきまして御説明をさせていただきます。

令和6年度予算審査特別委員会資料要求、共通様式に基づき御説明をさせていただきます。

ナンバー1になります。事業予算名は大沼出張所運営費で、本年度予算額は480万9,000円、対前年度に比べまして400万4,000円の増となつてございまして、内容につきましては記載のとおりでございますが、一番下の工事請負費につきまして、公共施設のLED化改修事業の一つといたしまして、大沼出張所照明設備改修工事を計上させていただいております。

次にナンバー2になります。事業予算名は大中山出張所運営費で、本年度予算額は128万1,000円、内容につきましては、記載のとおりでございます。

次にナンバー3、事業予算名は地域防犯等対策費で、本年度予算額3,648万円でございます。内容につきましては、記載のとおりござ

います。

次に、ナンバー４です。事業予算名は交通安全対策費、本年度予算額は９３０万７、０００円です。主な増減の内容といたしましては、報償費のうち、高齢者運転免許証自主返納報償費で、対前年度に比べまして５０万円を減額して計上してございます。

続きまして、ナンバー５になります。事業予算名は交通安全指導車管理費で、本年度予算額は７０万９、０００円、内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー６です。事業予算名は戸籍住民基本台帳費で、本年度予算額は２、８３０万３、０００円、前年度に比べまして３９６万３、０００円の増となっております。内容につきましては、記載のとおりでございますが、委託料のうち、戸籍情報システム標準化委託料及び戸籍情報システム改修委託料、こちらは法改正に伴う改修事業費で、これらが増加となっております。なお、この二つの項目につきましては、全て全額を補助金にて賄う形となっております。

次に、ナンバー７です。事業予算名は国保年金事務費で、本年度予算額は４万６、０００円。内容につきましては、記載のとおりでございますが、利用回線の見直しに伴い、役務費で６万６、０００円を減額しているところでございます。

次に、ナンバー８です。事業予算名は国民健康保険特別会計繰出金で、本年度予算額は２億９、８２７万９、０００円。内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー９です。事業予算名は高齢者医療助成費で、本年度予算額は６億１、１３０万円。内容につきましては、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー１０です。事業予算名は障がい者医療助成費で、本年度予算額１億１、５８６万６、０００円。内容は記載のとおりとなっております。

次に、ナンバー１１です。事業予算名は児童手当支給費で、本年度予算額は３億７、０８７

万４、０００円で、内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー１２です。事業予算名は子ども医療助成費で、本年度予算額１億４、２６１万２、０００円。内容につきましては記載のとおりでございます。

次に、ナンバー１３。事業予算名はひとり親家庭等医療扶助費で、本年度予算額は４、５７６万７、０００円。内容につきましては記載のとおりでございます。

一般会計の御説明は、以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

**○川上委員長** 住民課長、ありがとうございます。

それでは、これより質疑に移ります。

平松委員。

**○平松委員** ナンバー３の外灯のことなのですが、今、LEDになって、それはリースということで進んでいるはずなのですが、リースが終わった後、本会議の中で課長の説明の中で、リースが終わった後の、例えば灯具を増やすとか、修理だとかは、町のほうで持ちますという説明があったように思うのですけれども、その確認です。

もう１点、ナンバー１０。この扶助費の中に、重度心身障がい者の扶助費が１７８万８、０００円減ってますけれども、これは対象者が減ったということなのでしょうか。ちょっとその説明、２点、お願いしたいと思います。

**○川上委員長** 住民課長。

**○福川住民課長** まず、LED化の外灯の今後の予定というか、見込み、考え方なのですが、現在あるLED化に交換したものについては、町のほうで不具合があれば、御連絡をいただいて取り換えるというような形で、今現在行っておりまして、町内会が直接故障の修繕とかに当たるといことはやっていないということで、まず御理解いただきたいのと、あと、このLED化したものは、今リース契約が終わればこちらのものになって取得することになるので、これらにつきましては、更新の時期も迫ってきていますので、そういった費用

は、現在のところ、町内会に一時的に大きな負担をかけるわけにはいきませんので、これにつきましては、今回リースしたような形と同じように、町のほうでぜひ整備をしてみたいと考えてございます。

それから維持に関しましても、現在制度的に概算精算を行いながら6割補助してはいますが、これもいろいろな諸事情はあると思います。この制度でいいのかどうか、これからの検討になりますけれども、現在の形をできるだけ変えないような考え方でおりますので、いつときに住民負担が増えるとか、そういった御迷惑をおかけすることないように対応したいと思っています。

それと、重度心身障がい者の扶助費なのですが、予算の見積り方としましては、直近の実績を踏まえて、これらの伸び率等を勘案しまして計上してございます。大きな対象者が増減ということよりも、現在の実績を基に数年間の実績を見ながら、それに伸び率を用いて計算しているところでありまして、今年度の予算につきましては、1億1,349万円、178万8,000円の減ということで見積もらせていただいたということです。

以上です。

○川上委員長 平松委員。

○平松委員 LEDは分かりました。

一番最初、LEDを取り付けるときには、リース期間が済んだら、後で修理、交換、それは町内会のほうでお願いしますという説明があったのですが、それからは変わっているということですね。ありがとうございます。

それと、障がい者のほうの扶助、これは実績でいっているということで、こういった人たちに必要ないろいろ器械などがどんどん新しいものが出てきているわけですが、例えばそういったものを更新したり、増やしたり、そういうことに対して、当事者側から要望があれば応えられる予算になっているのでしょうか。例えば、実績ベースということであれば、何年も前から使っている器械、それと同等品のものならいいけれども、今もういろいろな新しいもの

が出てきて、そっちにあと何十万円か足せば器械の更新できるとか、そういうときにはちょっと予算見てないので駄目ですという判断なのか。ちょっとこの辺の考え方を教えてもらいたいと思います。

○川上委員長 住民課長。

○福川住民課長 これは、心身障がい者の医療扶助になりますので、医療の内容というよりは上がってくる情報に対して、この扶助費としてお支払いしていますので、どちらかというところ、もし現行の制度の中でこの予算で不足するのであれば、当然必要に応じて補正を計上させていただいて、きっちり対応してみたいと考えてございます。

以上です。

○川上委員長 ほかにございますか。

江口委員。

○江口委員 共通様式4番のことなのですが、事業目的、交通安全対策事業実施のため、負担金、補助金及び交付金、交通安全推進委員会補助金380万円前年度と同額のことに関して、詳しい内容を聞かせていただきたいなと思います。

○川上委員長 住民課長。

○福川住民課長 こちらは、この380万円の負担金の内容につきましては、交通安全の推進委員会に対しましての補助となっておりまして、各種事業における、参加していただいている指導員さんたちの報償費、それから各種啓発物品、そういったものの購入を行って事業をやっていくというようなことも含めて、この予算の中でやっているというところがございます。

この中で特に大きな予算となっておりますのは、今申し上げましたとおり、各種学校とか保育園児とか、そういったところで使用いただく交通安全の教育活動用の資材、そういったものの購入費、それから、凶画、ポスターの展示事業もやっておりますので、そういったところに係る経費、それから、交通安全の指導員の被服等の経費も含めて、こちらのほうで措置をしているということになります。

また、次に大きなものは、やはり交通安全指導員の活動費、こちらの報償費が大きな部分を占めてございます。こういった形で、交通安全指導員の活動をしっかりサポートしていきたいと思っております。特に、交通安全指導員の方々につきましては、年間を通じて様々な事業に御協力いただいているところでございまして、子どもたちの交通安全教育をはじめ、それから各種町の行事とか、そういった地域の行事に対しても交通誘導等を対応しているところでございます。

また、この経費の中には、研修会とかそういったものにつきましても措置をしております。常に、指導員さんたちが、今までの経験とか、そういった実績とかで積み上げてきているもの、それだけではなくて、常に中央署とかそういった警察関係の方も呼び出して、交通誘導の在り方とか、そういったところをきちんとみんなで情報共有して、よりよい形で交通安全の推進に努められるように経費を出しているところでございます。

以上でございます。

○川上委員長 江口委員。

○江口委員 今、課長から、交通安全指導に関わる活動資材、ポスター、それから活動費、学校での講演等々あります。研修の話もありました。その中で、今、まず交通安全指導員の高齢化という部分に関して、町はどのような考えを持っているかということ。

もう一つなのですけれども、高齢化において、新しい人を育てなければならぬと思う中で、町はその辺はどういうふうにお考えかということをお聞かせください。

○川上委員長 住民課長。

○福川住民課長 今、まさに委員のおっしゃったとおり、交通安全指導員、非常に高齢化が進んでいて、若い方があまり加入が進んでいないのが現状でございます。年代としましては、高齢の場合はもう90歳代から、今現役でやっていただいている方もいらっしゃいます。また、平均年齢も大体75歳前後ということで、まさに高齢化というのが目に見えて取れるところで

ございます。

交通指導員の方々には、先ほど答弁申し上げましたとおり、各種事業で町内の交通安全の推進に多大な御協力をいただいているところでありまして、町としても何とかこういった指導員の方々を多く養成して行って、どんどん交通安全事業を進めていきたいと考えているところでございます。特になかなか成り手がいないという状況でありまして、町としましても町の広報に複数回、募集の案内を上げさせていただいたり、また、いろいろな機会を捉えて、ホームページ等でもぜひ御参加いただきたいということで、御案内をしていきたいと思っております。

また、地域の活動に熱心に活動されている方もいらっしゃると思いますので、そういった方々にも直接お話を持っていったり、そういったことで地域の活性化にもつながる話ですので、どんどんこの交通指導員の体制を強化していきたいと思っております。

以上でございます。

○川上委員長 ほかにございますか。

神崎委員。

○神崎委員 ナンバー6の委託料はじめ備品購入費の中のIC旅券用交付窓口端末機購入費ということで、新たに購入設置されたのかなと思っておりますけれども、これ、業務に必要なかどうか、法改正というか、いろいろな手続きの関係上ということですのでけれども、特定財源を見ますと、恐らく昨年度のあれで、旅券法事務交付金ということで10万8,000円しか交付されていないということで、これは外務省なのか道なのか分かりませんが、この機械の導入が業務に必要なことなのに、昨年度もちょっと予算入っているのかなと思って調べたら入っていないのですね。これどのように、先ほど言いました委託料のいろいろなシステムが、法改正によって補助金が全て入っているという話でしたけれども、このことについてどうお考えか、どのようになっているのか。

○川上委員長 住民課長。

○福川住民課長 まず、備品購入費のほうで

ざいます。旅券用交付窓口端末機購入費。こちら、北海道からの権限移譲による事務とされてございまして、先ほどの歳入の部分も、北海道の権限移譲の部分の事務交付金ということで、御理解をいただきたいと思ひます。

また、これは、この特定財源として起債はしていますけれども、その財政的な配慮もありまして人件費に充当したり、そういったことも考えられますので、こちらの資料としましては、当課が所管するこの財源部分全額をこちらに掲出させていただきます。

そして、戻りますが、備品購入費のほうは、これ権限移譲事務のルールで、5年で機器を更新するというような形になってございまして、ちょうど今回が5年目に当たるということで、機器を更新することになってますので、そういった形で予算を計上してございまして。

こういった備品購入費の購入代金32万8,000円、これに対して先ほどの事務交付金が10万8,000円と、これを下回ってございまして、ちょうどコロナで、皆さんパスポートの更新とか取得がちょっと低迷していた時期もございましたので、これからそういった社会的要件によって、取扱件数が増えることによって、この交付金も増額になりますので、そういったところを見ながら適正に事務を進めてまいりたいと思ひますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。

○川上委員長 神崎委員。

○神崎委員 今、パスポートは5年なり10年なりというスパンで使える形になりますけれども、この制度が、これICですからチップの中でというか、10年前に普通に申請した方々は、これ替えなければいけないという、そういう替えている方とかもいらっしゃるのですかね、そのあたりちょっと。

○川上委員長 住民課長。

○福川住民課長 その時期によって、更新が必要な、そういった昔、以前のものを使われている場合は交換しなければなりませんので、更新の際には今のICチップ化されたものに切り替えていきます。そして、今回のこの備品購入

の、端末につきましては、そのICカードの中に収められている情報、それが間違いなく本人のものかどうかというものを確認する機械でもありますので、こういったもので相互に確認しながら、パスポートという非常に重要なものですので、間違いのないように対応していきたいということでございまして。

以上です。

○川上委員長 ほかにございましてか。

稲垣委員。

○稲垣委員 ナンバー3なのでございましてけれども、外灯の件で、すみません、再度の確認なのでございましてけれども、今現在、町内会のほうでは10年後のリースが終わった後、町内会の負担なのかなというふうに積み立てている部分もあると思ひますので、リースが終わった後、それは町のほうでも考えていくということと、今現在6割の電気料でございましてけれども、それもLEDのリースが終わるあたりというか、その辺でちょっとずつ見直していくみたいな感じの御答弁でよかったかどうか、ちょっと確認させていただきます。

○川上委員長 住民課長。

○福川住民課長 先ほど、別の委員さんからもちょっとお話ありましたけれども、今回、今回というか、まず当初、今あるLEDの導入の際には、そのLED化によって減った電気料金を、その分を積み立てて、次回の更新に役立てていただきたいというようなお話で進んでいました。ところが、本会議でもございましたとおり、構成している世帯というか、そういった方々が減っている、そういったこともあって、なかなか、当初もうかなり前に整備したときのお話でしたので、現状が変わっているのだということ、町内会等、外灯組合等、皆さんからいろいろな御意見をいただいているところでございまして。それについて、町としては、やはり状況がもう変わりつつあるので、地域にそういった財政的負担をあまり与えない方法で、何とかやっていきたいということですので、当初の更新時期に使ってくださいというお金、もう基本足りないのですよね、それでは、ですの

で、そこの負担は何とか町のほうでして整備をしてまいりたい。

それからお話にありましたとおり、補助金の制度、維持助成金、これも状況がいろいろ変わってきています。地域の方々もいろいろ悩んでいらっしゃるので、結論まではまだ至ってないのですけれども、そういったところを皆様とお話をさせていただきながら、町の財政負担、地域の負担、どのあたりで整合できるか、そういったものを常に検討させていただきたいと思っておりますので、ぜひ御理解のほどよろしくお願いいたします。

**○川上委員長** ほかにございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

**○川上委員長** それでは、引き続きまして、国民健康保険特別会計予算について、説明をお願いいたします。

住民課長。

**○福川住民課長** それでは、国民健康保険特別会計の令和6年度予算につきまして、御説明を申し上げます。

こちらにつきましては、予算書に基づきまして御説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、国保1ページを御覧願います。

令和6年度の国民健康保険特別会計予算は、第1条で、歳入歳出総額をそれぞれ31億9,400万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較して、310万円の減額となっております。

それでは、14ページの歳出から御説明を申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費は、事業名、一般管理費国保事業で、主な増減は、国保共同電算外委託料、北海道クラウド運用負担金の減額となっており、その他は従来と大きな変更はございません。

事業名、国保事務職員人件費は、国保事務職員4名の人件費を計上してございます。

2項1目賦課徴収費で、賦課事務費及び徴収事務費が、16ページにかけまして、記載のとおり計上となっております。

3項1目運営協議会費は、国保運営協議会に係る経費で、記載のとおり計上でございます。

4項1目医療費適正化特別対策事業費は、レセプト点検委託料が国保連への委託となり、99万6,000円の減で、その他は記載のとおりでございます。

2目収納率向上特別対策事業費は、事業名、収納率向上特別対策事業費、会計年度任用職員1名分の人件費として、記載のとおり計上をさせていただきます。

次に、事業名、国保公用車管理費は、公用車1台分の管理費として、記載のとおり計上でございます。

続きまして、保険給付費です。18ページをお開き願います。

2款保険給付費1項1目療養給付費は、被保険者数及び過去の実績を勘案し、記載のとおり計上でございます。

2目療養費、3目審査支払手数料は、実績を勘案し、記載のとおりでございます。

2項1目高額療養費、2目高額介護合算療養費は、実績を勘案し、記載のとおりでございます。

3項1目移送費は、実績により、記載のとおりでございます。

4項1目出産育児一時金、2目審査支払手数料は、前年度と同額となっております。

5項1目葬祭費は、前年度と同額の計上でございます。

6項1目傷病手当金は、実績を勘案し、記載のとおりでございます。

20ページをお開き願います。

3款国民健康保険事業費納付金1項1目一般被保険者医療給付費分は、北海道の通知により、記載のとおりでございます。

2目退職被保険者等医療給付費分は、制度廃止により廃目となります。

2項1目一般被保険者後期高齢者支援金等分は、北海道の通知により、記載のとおりでございます。

3項1目介護納付金分は、北海道の通知によ

り、記載のとおりでございます。

4款共同事業拠出金1項1目共同事業事務費拠出金は、国保連合会の通知により、記載のとおりで計上でございます。

5款財政安定化基金拠出金1項1目財政安定化基金拠出金は、前年度と同額でございます。

6款保健事業費1項1目保健衛生普及費は、22ページをお開きください。高齢者インフルエンザ予防接種委託料で43万8,000円の増のほか、大きな変更はございません。

2項1目特定健康診査等事業費は、特定健康診査委託料で90万円の減、特定健康受診率向上支援等共同事業負担金で72万5,000円の減のほか、大きな変更はございません。

7款公債費1項1目利子は、前年度と同額でございます。

8款諸支出金1項1目一般被保険者保険税還付金は、前年度と同額でございます。

2目その他償還金は、実績を勘案し、記載のとおりで計上でございます。

2項1目延滞金は、24ページにかけまして、前年度と同額で計上してございます。

9款基金積立金は、国民健康保険財政調整基金積立金として、前年度と同額で計上してございます。

10款予備費は、記載のとおりでございます。

次に、歳入でございます。国保8ページを御覧願います。

1款国民健康保険税1項1目一般被保険者国民健康保険税は、被保険者数減等により減少してございまして、記載のとおりでございます。

2款国庫支出金1項1目災害等臨時特例補助金は、前年度と同額の計上となっております。

3款道支出金1項1目保険給付費等交付金は、普通交付金及び特別交付金として、記載のとおりでございます。

2項1目財政安定化基金交付金は、前年度と同額でございます。

4款財産収入1項1目利子及び配当金は、財政調整基金運用利子として、記載のとおりで計

上でございます。

5款繰入金1項1目一般会計繰入金は、保険基盤安定繰入金保険税軽減分から国保10ページにかけまして、産前産後保険税繰入金まで、記載のとおりで計上でございます。

2項1目国民健康保険財政調整基金繰入金は、記載のとおりでございます。

6款繰越金1項1目繰越金は、前年度と同額で記載のとおりで計上でございます。

7款諸収入1項1目一般被保険者延滞金から3目過料まで、2項1目一般被保険者第三者納付金から3目雑入まで、それぞれ前年度と同額の計上でございます。

以上で、令和6年度国民健康保険特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○川上委員長 これより、質疑を行います。ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 では、質疑を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計予算について、説明をお願いいたします。

住民課長。

○福川住民課長 それでは、令和6年度後期高齢者医療特別会計予算につきまして、御説明を申し上げます。

こちらの特別会計につきましては、予算書に基づきまして御説明をさせていただきます。後医の1ページを御覧願います。

令和6年度の後期高齢者医療特別会計予算は、第1条で、歳入歳出総額がそれぞれ5億4,100万円と定めるものでございます。前年度当初予算と比較しますと5,300万円の増加となっております。

それでは、12ページの歳出から御説明を申し上げます。

1款総務費1項1目一般管理費、事業予算名、一般管理費後期高齢者医療事業は、被保険者証更新に係る経費を計上してございまして、従前と大きな変更はございません。

2項1目賦課徴収費、事業予算名、賦課徴収費後期高齢者医療事業は、保険料納入通知書の

交付に係る経費を計上してございまして、従前と大きな変更はございません。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金は、広域連合の試算に基づきまして、前年度と比較し 5,288 万 2,000 円の増となっております。

3 款諸支出金 1 項 1 目保険料還付金は、予算額 50 万円で、前年度と同額でございます。

2 目還付加算金は、予算額 30 万円で、前年度と同額でございます。

次は、14 ページをお開き願います。

4 款予備費 1 項 1 目予備費は、記載のとおりでございます。

続きまして、歳入を御説明申し上げます。8 ページを御覧願います。

1 款後期高齢者医療保険料 1 項 1 目後期高齢者医療保険料は、予算額 3 億 7,722 万 2,000 円で、前年度と比較し 3,693 万 8,000 円の増でございます。増減につきましては、特別徴収保険料が前年度に比べ 2,317 万円の増、普通徴収保険料が 1,395 万 1,000 円の増、滞納繰越分が 18 万 3,000 円の減でございます。

2 款繰入金 1 項 1 目事務費繰入金は、予算額 1,598 万 4,000 円で、前年度に対しまして 79 万 5,000 円の減でございます。

2 目保険基盤安定繰入金は、予算額 1 億 3,999 万 1,000 円で、対前年度で 1,585 万 7,000 円の増でございます。

3 款繰越金 1 項 1 目繰越金は、予算額 700 万円で、前年度に比べ 100 万円の増となっております。

4 款諸収入 1 項 1 目延滞金及び 2 目過料は、予算額がそれぞれ 1,000 円で、前年度と同額でございます。

2 項償還金及び還付加算金 1 目保険料還付金は、予算額 50 万円で、前年度と同額でございます。

2 目還付加算金は、予算額 30 万円で、前年度と同額でございます。

3 項雑入 1 目雑入は、予算額が 1,000 円で、前年度と同額でございます。

以上で、令和 6 年度後期高齢者医療特別会計予算の説明を終わります。よろしく御審議くださいますようお願い申し上げます。

○川上委員長 これより、質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 質疑を終わります。

以上で、住民課に対する審査を終了いたします。

住民課長、御苦労さまでございました。

それでは、引き続きまして、福祉課の審査を行います。

福祉課長、御苦労さまでございます。

早速でございますが、一般会計の予算書及び提出資料に基づきまして、御説明をお願いいたします。

福祉課長。

○谷口福祉課長 それでは、福祉課所管の予算案について説明させていただきます。

お手元の共通様式のナンバー 1 を御覧ください。

ナンバー 1、社会福祉総務費（地域福祉）は、本年度予算 1,297 万 7,000 円で、前年度と比較し 743 万 4,000 円の減となっております。主な理由ですが、初めに報償費において、総合保健福祉計画策定が令和 5 年で策定が終了したことに伴い 56 万 8,000 円の減のほか、需用費においては、総合保健福祉計画関係消耗品費が 5 万円の減、委託料においては 1,199 万円の減となっております。

次に、備品購入費ですが、社会福祉協議会を通じて町内会に貸出しをしております小型除雪機のうち、2 台を買換えするための購入費として 127 万 2,000 円を計上しております。

次に、負担金、補助及び交付金の上から 4 番目にあります介護人材地域定着奨励金ですが、介護人材の確保を目的に介護事業所に新たに就労される介護職員に対し、新規就労奨励金として最大 20 万円を支給するとともに、新規就労奨励金を受けた後も継続して従事した場合に、継続就労奨励金として 1 年ごとに 10 万円を 3 年間、最大 30 万円を支給する事業を新たに実施するための費用として、令和 6 年度において

は新規就労奨励金分400万円を計上しております。

続きまして、ナンバー2、地域福祉連携活動費は、地域福祉の推進を目的に、社会福祉協議会への補助金並びに委託事業に関わる予算となっており、本年度予算につきましては2,373万6,000円を計上しており、前年度と比較し348万8,000円減額となっております。主な理由としましては、委託料の地域要援護者支え合い事業委託料において、この後説明いたしますナンバー4の重層的支援体制整備事業における共助の基盤づくり事業において、同様の内容の事業を実施している関係もありまして、人件費分についてはこちらの共助の基盤づくり事業から支出することとし、こちらの委託料については事業費分のみ、このたび計上させていただいたことに伴いまして、307万8,000円の減額となっております。

それでは、次のページに移りまして、ナンバー3、民生委員児童委員費は、例年と大きな変更はなく、内容につきましては記載のとおりでございます。

次のページに移りまして、ナンバー4、重層的支援体制整備事業費は、委託料において945万6,000円の増となっております。主な理由としましては、先ほどナンバー2の地域福祉連携活動費において説明をいたしました、上から6番目に記載があります共助の基盤づくり事業委託料において、ボランティア等の活動支援や地域コミュニティを形成する居場所づくりを担うコーディネーターを1名追加し、事業実施することで見直しを行ったことにより、414万2,000円増額したほか、上から9番目に記載があります福祉事務所未設置町村相談事業を委託事業で実施することとしたため、586万2,000円を新たに計上しております。

この福祉事務所未設置町村相談事業は、生活困窮者に関わる相談事業として、現在は町の福祉課において実施しておりますが、制度改正により令和6年度以降は直営で実施ができなくなるため、委託による事業の実施とするものでご

ざいます。

続いて、備品購入費でございますが、町が実施する重層的支援体制整備事業において実施している相談事業において、使用する相談室の環境整備を行うため、スポットクーラー並びに椅子等の備品の購入費分として73万8,000円を計上しております。

続いて、負担金、補助及び交付金の上から3番目、一時入所事業補助金ですが、新規事業として、現在居住している住まいでの生活継続に課題を抱える人に対し、公的な支援制度等で課題解決ができない場合に、養護老人ホームに措置ではなく契約にて入所した場合に、サービス提供に関わる費用及び家賃相当額について、入所者へ補助する事業を実施するため、72万円を新たに計上しております。

次のページに移りまして、ナンバー5、高齢者支援事業費は、扶助費において、高齢者施設入所措置費を事業の実績見込みから386万6,000円減額しております。

次に、ナンバー6、介護保険特別会計繰出金は、介護給付費等の増額に伴い626万6,000円の増としております。

次のページに移りまして、ナンバー7、障がい者福祉費は、負担金、補助及び交付金の上から4番目、北海道手をつなぐ育成会全道大会負担金3万2,000円、精神保健北海道大会負担金1万円については、令和6年度に函館にて開催されることにより、渡島地区の自治体負担分として今年度計上しております。

次に、扶助費において、障がい児通所給付費を給付費の実績見込みから3,615万5,000円増額しております。

次に、障がい者介護審査会費は、例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次のページに移りまして、地域生活支援事業費も例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー10、社会福祉施設指定管理費も例年と大きな変更はなく、記載のとおりでございます。

次に、ナンバー11、災害扶助費も例年と大

きな変更はなく、記載のとおりでございます。

一般会計につきましては、以上となります。よろしく御審議のほど、お願いいたします。

**○川上委員長** 質疑される方、何人ぐらいおりますか。

上野議員、結構ありますか。

それでは、初めに平松委員。

これより、質疑を行います。

平松委員。

**○平松委員** 2点だけお願いします。

ナンバー1で、小型除雪機の購入、入替えとなってますけれども、2台、古いのを例えば下取りに出して新しいのを入れる。要は、トータルの台数は増えないということなのかの確認。

それから、ナンバー4、この福祉事務所未設置町村相談事業委託料、今まで町でやっていたものを民間に委託するという御説明で586万2,000円あるのですが、これはどういった形態でやるのか。例えば、事業所さんのほうに相談者が、常設している施設のところに行って相談するのか。それとも電話かけて来てもらうとか、その辺の形態をちょっと説明をお願いします

**○川上委員長** 福祉課長。

**○谷口福祉課長** それでは、ナンバー1の小型除雪機の関係ですが、全体の総数は変えずに、今、2台分更新するような形で考えてございます。

それと、福祉事務所未設置町村の関係ですが、その事業所のほうに直接相談に行っていただけでも構いませんし、電話相談、もしくは訪問などによる相談なども受け付ける形態で考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

**○川上委員長** ほかにございますか。

上野委員。

**○上野委員** 今お答えになった小型除雪機ですが、これは各町内会にも貸出しという形で、これまで行っていると思っておりますけれども、町内このような形で、小型除雪機を何台、今貸出しという形で実施しているのか、それに

ついてちょっとお伺いします。

それから、その後の後のほうに、重層的支援体制整備事業費ということで、子育て支援の事業が掲げられております。この重層的支援体制という、ちょっとその中身をもう少し、どういうことをやっておられるのか、ちょっと説明をお願いしたいなど。

以上です。

**○川上委員長** 福祉課長。

**○谷口福祉課長** 小型除雪機の関係ですが、現在22台分ですね、貸出しのほうを行っているというところになります。よろしいでしょうか。

あと、重層的支援体制整備事業なのですが、非常に事業の内容としては幅広く、包括的な相談支援体制ということで、地域包括支援センター、町の直営で実施しておりますが、高齢者の相談にとどまらず、ひきこもりの方、あとは8050問題など、その世帯で複合的に様々な課題を抱えている世帯も最近増えてきている現状でございます。そういった相談にも縦割りではなく、私たちは高齢者の相談だから受け付けませんということではなく、まず一旦受け止めつつ、既存の障がい者の分野、子ども分野、それと生活困窮者の分野などと連携を取りながら、幅広くその相談の対応を行っていくというのが、まず包括的な相談という形になってきます。これ以外にも、参加支援ということで、ひきこもり状態にある方が、何とか社会とつながっていきけるような後押しをしたいということで、継続的に関わっていきながら社会参加に向けたサポートもしていく事業も含まさっております。あと、共助の基盤づくりということで、幅広く高齢者分野ですとか、障がい者分野だけではなく、様々な方々が集えるような事業なども行っていきたいということで、できるところからいろいろな事業に、今手をかけているというようなところでよろしいでしょうか。

説明のほう、以上となります。

**○川上委員長** 上野委員。

**○上野委員** 今お答えいただいたのですけれども、この小型除雪機、全町で22台ということ

なのですけれども、これの使用といいますか、活用の状況とか、そういうのは把握しておられるのかどうか。フルに活用されているのかどうか。それから、これで足りているのかとか、これ地域からの要望を受け付けて、そして今年度は何台とか、そういうような形で実施しているのかなとは思いますが、そういう制度があるということが、最初はこういうのがありますよということで始めていると思えますけれども、事業が進んでくると、そういう制度があるということ自体が、なかなか知れ渡らないという形での進まないというものもあるかなと思えますけれども、その辺の実態についてちょっとお知らせいただきたいと。

それから、今ありましたね、重層的支援体制の事業ですね。中身は今説明されましたので、ある程度どういうことをしているのかというのは分かりましたけれども、こういう事業の実態といいますか、これは今増えているのか、そういう需要がとか、そういった実態にちょっと触れていただきたいと思えます。

**○川上委員長** 福祉課長。

**○谷口福祉課長** それでは、小型除雪機の実績でございますが、私、すみません、ちょっと先ほど説明が間違っていたところがありまして、現在町内会に貸し出しているのは22台なのですが、令和4年度の実績においては、貸出し実績が18台で、要援護者79名に対し704回使用してございます。活動者については31名ということで、報告のほうが上がってきております。こちらのほうは社会福祉協議会さんが中心となって、町内会さん等にPRをしながら、貸出しをさせていただいているということで、御理解お願いいたします。

あと、重層的支援体制整備事業、先ほどの質問でもお答えさせていただいたのですが、やはり増えてきております。そういった8050問題ということで、なかなかこれまではお父さんお母さんのほうが、何とかお子さんのほうの対応してきたのですが、高齢化に伴いまして、なかなかお子さんの問題に関与することが難しくなってきているという現状もありまして、こ

れもやはり高齢化であったりですとか、あとはやはり核家族化の問題から来ているものかというふうに、私のほうも認識しているところですが、そのような形で、町のほうとしては幅広く縦割りではない形で対応していきたいというふうに考えておりますので、御理解よろしく願いいたします。

**○川上委員長** それでは、質疑を終わります。

失礼しました。

田村委員。

**○田村委員** 何点かお願いします。

まず、小型除雪機、これは先ほど2台更新と言いましたけれども、この更新というのはどういう意味なのか。例えば何年使ったから駄目だとか、あるいはもう相当古くなったとか、あるいはこれ破損した場合ですね、こういう場合は役場なのか社協なのか分かりませんが、借りた先が直してやるのか、あるいは役場なり社協がやるのか、そこら辺のことをちょっとお知らせ願いたいと思えます。

それから、2番目の地域医療支援者支え合い事業委託料、これ事業見直しということで307万8,000円減になっている、これの内容を教えてください。

それから、ナンバー4、共助の基盤づくり事業委託料、これも414万2,000円増えてますけれども、この事業内容見直しとありますが、具体的にどういったようなものをしているのか。

先ほどまた質問出ましたけれども、福祉事務所未設置町村相談事業委託料、これはどこに電話だとか訪問だとかという、ここら辺ちょっと最後の末尾ちょっと聞こえませんでしたので、もうちょっとそこら辺教えてください。

それから、ナンバー7、障がい児通所給付費、これ3,600万円増えてますけれども、これ具体的に増になった主な要因というか、理由というか、そこら辺教えてください。

**○川上委員長** 福祉課長。

**○谷口福祉課長** それでは、お答えいたします。

まず、小型除雪機の関係です。小型除雪機に

つきましては、町のほうで平成23年に6台、平成24年に6台、平成25年に6台、平成26年に4台という形で購入のほうをしております。

年々、やはり修繕等も必要になってくる機械も増えてきているということで、今年度から、限られた予算の中で、全て一気にというのはちょっと難しいのですが、ちょっと修繕が増えている機械2台分から交換というか買換えという形で、今回購入の予算のほうを計上させていただいたということになります。

それと、地域要援護者支え合い事業の主な減の理由としては、主には人件費1人分というふうに思っていたきたいというふうに思います。

それと、その人件費分を削ったのではなくて、先ほどもお話ししたのですが、事業の見直しによって、その要援護者支え合い事業で見ていた人件費分を共助の基盤づくり事業、国の事業のほうに含めて、国の事業のほうに振り替えて、さらに体制を強化して、この要援護者支え合い事業だけではなく、地域づくり全般の事業として、このコーディネーター2名で対応していただくために、このような形で事業の見直しをさせていただいたということで、御理解お願いいたします。

最後が、少々お待ちください。福祉事務所未設置町村の関係なのですが、これから委託事業者のほうを選定というか、決めていくのですけれども、その委託、選定した委託事業者の事業所のほうに、電話相談、あとは来庁、あとは訪問などで、そちらのほうに相談員を1名配置して対応していただくということで考えているところでございます。

あと、障がい者の給付費の関係ですね、少々お待ちください。こちら障がい児通所給付費になりますが、この中で児童発達支援ということで、未就学児の方の児童の支援事業のほうで、予算上としては31人ぐらいの増が見込まれるのではないかと考えております。

あともう1点、放課後等児童デイサービス、こちらのほうでも近年利用者が伸びておりまし

て、89人増で予算計上をさせていただいたということになります。

以上でございます。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 除雪機の関係ですけれども、これは町内会に貸出しというようなことで、こちら辺、先ほどちょっと聞こえないと言え失礼なのですけれども、修繕ですよ。町あるいは社協よりも、やっぱり地元で壊れたら直してもらおうというような、貸し出した状態で返してもらおう。ペンキだとか塗装が取れる分はいいのですけれども、例えば、回すものが曲がったとか何とかといて、支障があるとか何とかという場合に、そこら辺の修繕等の部分の考え方をもう一度お願いします。

それから地域要援護者支え合い、これ人件費1名分というのですけれども、コーディネーター2名を置いて、さらに地域部分で対応できると、これはサービス落ちることはないですね。

それから福祉事務所の関係、これどういふところに委託を出すのですか。それちょっと教えてください。

それから、私さっき聞きませんでしたか、共助の基盤づくり事業、委託料。聞いてなかったですか。ちょっと分からないのですけれども、こちら辺の内容を教えてください。

それから、障がい児通所給付費、児童発達支援で31、放課後で89人増だという。このほかに、この子方の関わる事業について3,600万円かかるという考え方でよろしいでしょうか。

○川上委員長 福祉課長。

○谷口福祉課長 すみません。

まず、小型除雪機の関係の修繕料なのですが、もちろんやむを得ず壊れてしまったという部分については、もちろん町内会等に修理費のほうは請求することは考えてございません。一応、予算のほうに66万円ほど機械の修繕料ということで見させていただいておりますので、この中で対応するというで考えてございますので、どうぞよろしく願いいたします。

あと、福祉事務所未設置町村の関係ですが、今具体的にはこの場では申し上げられませんが、基本的にはこれまで生活困窮者の相談事業のほうで実績のある事業者のほうに委託をしたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

あと、共助の基盤づくりもですね。共助の基盤づくり事業については、先ほどお話ししたように、要援護者支え合い事業の部分も含めて、人を増員して実施するというので、御理解いただきたいと思ひます。

あと、障がい者の給付費の関係になりますけれども、そのような形で児童発達支援、あとは放課後等デイサービスの指定を受けた事業所に対して、そちらに支払う給付費という形で計上をしております。先ほどお話ししたように、近年利用件数が増加しているということで、このたび増額での予算計上というふうにさせていただきましたので、御理解のほどお願ひいたします。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 福祉事務所の関係ですけれども、どういうところにと聞いたのですが、町内にそういう委託するところがあるのか。それとも一つには、通常社会福祉主事の資格を持った事業所というのか、そういう方というのか、そういう当然有資格者にお願ひすると思うのですけれども、そこら辺の関係もあわせて教えてください。

○川上委員長 福祉課長。

○谷口福祉課長 もちろん、やはりこういう相談、身近なところで受けられる体制をつくりたいというふうに考えておりますので、町内の事業所のほう、それと相談員については、明確にこの資格がなければできないという形の規定にはなっておりませんが、やはりこれまでそういった生活困窮に関する相談を受けてきた実績のある方を配置してもらうような形で、委託事業の中の仕様書のほうにはうたっていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○川上委員長 田村委員。

○田村委員 福祉事務所の未設置の関係というのは、資格なくてもお願ひすればいいよと言えばオーケーですよという話ですか。それとも、委託のその内容ですよ。生活困窮者だとか、あるいは障がいだとかいろいろ福祉関連の分野の中で、それなりの社会福祉士だとか、児童福祉司だとか、いろいろあると思うのですけれども、そういうのは一切関係なく、やりますよと、受けて立ちますよという方に受けてもらうという、そういう考え方ですか。そうしますと、これはそういう方々にお願ひする、あるいは事業所にお願ひするというのであれば、事業所に対して、あるいは個人に対して、報償費、そのようなものが払われると思うのですけれども、それは幾らになるのですか。

○川上委員長 福祉課長。

○谷口福祉課長 福祉事務所未設置町村の関係でございますが、これまでも町のほうで事業を実施しておりますが、一般職で対応していたものでございます。ですので、特別資格要件、国のほうでも示されておりません。ただ、我々としては先ほどお話ししたように、では誰でもいいのかということにはもちろん当然なりませんので、これまでの実績を踏まえて、ここの事業所であれば対応できるだろうというところで、これまでの実績を勘案して委託先はしっかりと検討していきたいというふうに考えております。

事業費につきましては、主にはもう人件費部分になってきます。1名分の人件費、あとは訪問等で使う車両費、こちらを事業のほうで見込んでいるということになります。

以上でございます。

○川上委員長 ほかに、質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 質疑終わります。

以上で、福祉課に対する審査を終了いたします。

福祉課長、御苦労さまでございました。

お諮りいたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、延会したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○川上委員長 異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって終了いたします。

御苦労さまでございました。

午後 4時07分 延会

以上会議の顛末を記録しその相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

委員長